

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」抜粋
（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提である。そのため、若い世代の身近な問題として顕在化したアダルトビデオ出演被害¹を始めとする性犯罪・性暴力や配偶者等による暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を強力に推し進めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援を強力に進める必要がある。また、若い女性の生理や妊娠、結婚をとりまく環境は大きく変化しており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）やヘルスリテラシーがますます重要となっている。

（1）アダルトビデオ出演被害対策等

①アダルトビデオ出演被害の防止及び救済のための立法措置の動き

「AV出演被害防止に関する各党実務者会合」において取りまとめられた素案を受けて、AV出演被害防止・救済法案が令和 4 年通常国会に提出されている。この法案の審議状況を踏まえ、必要な対応策を講じる。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

②アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づく取組

アダルトビデオ出演被害問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害である。このため、令和 4 年 3 月 31 日に決定されたアダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、アダルトビデオ出演被害を始めとする若年層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発を進める。また、アダルトビデオ出演被害に関する手口について更なる情報収集を行い、注意喚起を図るとともに、教育啓発や各種相談窓口と情報を共有し、その活用を促進する。さらに、アダルトビデオ出演被害への被害者保護に係る法制度は、多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りや諦めによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。また、刑法のほか労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律や職業安定法等による取締りも強化する。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組

¹ 若年を中心とする女性（15 歳（中学生を除く）～39 歳）に対するインターネット調査（令和 2 年 3 月）によると、約 4 人に 1 人がモデル・アイドル等の勧誘を受けた経験があり、モデル・アイドル等の勧誘を受けたり応募した経験のある女性のうち、約 7 人に 1 人が聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影要求を受けたことがある。

児童買春・児童ポルノ等に関する被害の問題については、関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処を行う。また、流出した画像や映像については民間団体のネットパトロール等とも連携し、速やかに削除要請を行う。【警察庁、総務省、法務省】

さらに、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報・啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するための児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

（２）性犯罪・性暴力対策

①「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の後継となる方針の策定

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の集中強化期間（令和２年度から令和４年度）が終了する令和５年度以降の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の後継となる方針を令和４年度中に策定する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省、関係府省】

②性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

ア アダルトビデオ出演被害の防止及び救済のための立法措置に基づく対応

前出のAV出演被害防止・救済法案において、性犯罪・性暴力の被害者のための相談体制の整備が求められていることも踏まえ、当該法案の審議状況も注視しつつ、必要な措置を講ずる。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ ワンストップ支援センターの職員の処遇改善等

性犯罪・性暴力被害者のための交付金の充実によりワンストップ支援センターの安定的な運営を図るとともに、相談員の処遇改善を図ることで職業として確立するよう支援する。また、相談員の育成に係る海外の先進事例の調査を行い、それを踏まえた研修の実施により、支援員等の人材育成の強化を図る。【内閣府】

ウ ワンストップ支援センターの更なる利便性向上

若年層や障害者を含む相談者が利用しやすいよう、SNS相談を継続的に実施するとともに、メール相談やオンライン面談、手話、外国語通訳の活用等を推進する。【内閣府】

ワンストップ支援センターの24時間・365日化の取組を支援するとともに、内閣府が設置する性暴力被害者のための夜間休日コールセンターとワンストップ支援センターとの連携の強化を図る。また、病院拠点型のワンストップ支援センターに係る取組を交付金で支援するとともに、地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等の実施により、ワンストップ支援センターの支援体制の強化を図る。【内閣府、厚生労働省】

さらに、全国ネットワーク会議を開催して地域における連携に係る好事例を横展開することにより、ワンストップ支援センターと関係機関との連携の強化を図る。加えて、共通相談票をベースとしたシステムの構築に係る検討やワンストップ支援センタ

一のガイドラインの作成に向けて必要な検討を行う。【内閣府】

エ ワンストップ支援センターの周知徹底

被害者がより相談しやすい環境を整えるため、令和4年秋に通話料を無料化することとしているワンストップ支援センター全国共通番号について、周知・広報を引き続き進める。また、教育委員会等と連携して、中学生・高校生・大学生・保護者等に対しても、ワンストップ支援センターの周知を行う。さらに、地域における連携体制を構築するため、病院を始めとする関係機関に対し、ワンストップ支援センターの役割等について周知を徹底する。【内閣府、関係府省】

③「痴漢撲滅パッケージ」（仮称）の策定

痴漢は犯罪であり、厳正に対処する必要がある。痴漢被害ゼロを目指し、今後も徹底した取締り等により加害者に厳正に対処していく。また電車内における痴漢防止対策として、女性専用車両の導入が進められているところである。これに加え、痴漢対策等のための防犯アプリの普及や鉄道事業者等と連携した車内放送やポスターの掲示等による広報・啓発の充実等の取組のほか、防犯対策として、車内防犯カメラの設置に関する基準等について検討を進めるなど、関係省庁が連携して痴漢撲滅に向けた取組を抜本的に強化するための「痴漢撲滅パッケージ」（仮称）を令和4年度中に取りまとめる。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】

④刑事法の改正の検討

性犯罪に対処するための刑事法の整備については、令和3年10月以降、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、暴行・脅迫要件や心神喪失・抗拒不能要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、相手方の脆弱性や地位・関係性の利用を要件とする罪の新設、身体の一部又は物を挿入する行為の刑法における取扱いの見直し、配偶者間において強制性交等罪などが成立することの明確化、いわゆるグルーミング行為に係る罪の新設、公訴時効の見直し、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設、性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入に関する法整備の在り方について調査審議が行われており、法制審議会から答申が得られた場合には、その結果を踏まえ、法改正に向けた作業を迅速に進める。【法務省、関係府省】

⑤生命（いのち）の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組

生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。令和4年度においては、文部科学省と内閣府が協力して作成した教材等を活用した指導モデルを作成し、その普及・展開を図る。また、令和3年度から実施したモデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度に、全国の小中高及び特別支援学校の各学校において、地域の実情等に応じた教育を実施する。全国展開に向けて、教育委員会における「生命（いのち）の安全教育」を推進する取組を支援する。【内閣府、文部科学省、関係府省】

⑥子供に対する性暴力等の根絶

子供への性暴力等を行った教員については、第 204 回国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、厳正に対処する。令和 4 年度においては、都道府県教育委員会が直接入力した特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者）の情報を各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）が即時閲覧できるようなデータベースを国で構築するとともに、教育職員免許法等の規定に基づく官報公告事項（免許状失効情報）を文部科学省で集約し、各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）に無償で提供する。さらに、各種会議や研修等の充実により、児童生徒等に対して性暴力等を行った教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行う等の周知を徹底する。【文部科学省】

また、性暴力等を行った保育士については、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめ（令和 3 年 12 月公表）等を踏まえ、児童への性暴力等により保育士登録を取り消された者についても、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化を行うため、第 208 回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出しているところであり、法律が成立した場合には、法に基づき厳正に対処する。【厚生労働省、関係府省】

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において、こどもに対する性暴力等が行われないう、行政機関が保有する情報を総合的に活用し、その職に就こうとする者からこどもを守ることができるよう、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に向けた検討を加速し、こどもを性暴力等から守る環境整備を進める。【内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等のもとより、教職課程内外の活動等を通じて、性暴力等防止等の重要性に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。また、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や全国の事例の収集・発信を行う。【文部科学省】

さらに、患者に対する性暴力等を行った医師に対する行政処分の在り方について、刑事罰に処せられなかった場合であったとしても、的確な事実認定を行うため、その方法も含め、運用の見直しについて検討する。【厚生労働省】

⑦学校等で相談を受ける体制の強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、都道府県教育委員会等が行う職員研修等において性被害に関する相談を受けた場合の教職員の対応方法等について、例えば「生命（いのち）の安全教育」教材の指導の手引きを活用して説明する等、周知や研修の充実を図る。

加えて、被害を受けた児童生徒等が適切に保護されるよう、学校や児童相談所を始めとする関係機関の連携を強化する。また、学校等で児童生徒等の被害が発見された場合には、必要に応じて、児童相談所で被害の聞き取りを実施できるような体制を整備する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】

⑧性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムについては、令和2年10月に公表された検討会の報告書を踏まえ、プログラムの改訂作業を行ったところであり、令和4年度から新たなプログラムを実施し、処遇の充実を図る。

刑事手続終了後も地域社会において、性犯罪者に対する再犯防止の取組が実施されるよう、令和4年度の調査研究により、地域社会における取組に関する調査・検討や取組の試行実施、それらを踏まえて地方公共団体等が利用可能なプログラムを開発・提供するなど、再犯防止施策を推進する。

GPS機器の装着を義務付けること等については、諸外国の法制度・運用等に関する実情調査等を行い、令和4年中を目途に調査結果を取りまとめる。【法務省、関係府省】

⑨被害申告・相談をしやすい環境の整備

性犯罪・性暴力被害者支援のためには、ワンストップ支援センターと警察の連携が不可欠である。被害者の希望に応じて、ワンストップ支援センターによる警察署への同行支援を行うほか、被害者の支援に必要な情報共有など、ワンストップ支援センターと警察の連携を推進する。【内閣府、警察庁】

性犯罪被害の届出の即時受理の徹底、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置、性犯罪指定捜査員としての女性警察官等の指定、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした研修の充実、ワンストップ支援センター等関係機関との連携、証拠採取と保管の徹底等を推進する。また、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。【警察庁】

刑事手続の運用の在り方に関して、被害者の事情聴取の在り方等について、知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害がある性犯罪被害者に対する代表者聴取の試行等の取組を通じ、より一層適切なものとなるよう検討を行う。【法務省、関係府省】

⑩ハラスメント防止対策の推進

雇用の場におけるハラスメントを防止するため、説明会の開催やパンフレット等の作成・配布等により、テレワークやオンラインの場合も含め、ハラスメントを行ってはならない旨の周知を行うほか、12月の「ハラスメント撲滅月間」に集中的な広報・啓発を行う。【厚生労働省】

また、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化する。【文部科学省】

(3) 配偶者等からの暴力への対策の強化

①配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）を踏まえ、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、対象となる精神的暴力や性的暴力を明確にすること等について、配偶者暴力防止法の改正が早期に実現できるよう、検討を行い、結論を得る。【内閣府、関係府省】

②配偶者暴力対策の抜本強化

ア 配偶者暴力対策の抜本強化

配偶者暴力対策の抜本強化に向け、DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケートの結果を踏まえ、DV対策抜本強化局長級会議等の枠組みを活用し、生活・就業・住宅・子育てなどの生活再建に必要な手続の見直しなどについて検討事項を夏までに整理し、以下の取組のほか、具体策を検討した上で、令和4年以内に抜本強化策を取りまとめる。【内閣府、関係府省】

法テラスにおいてDV等被害者法律相談援助を行う弁護士について必要な処遇を図る等により、DV等被害者支援について経験や理解のある弁護士を確保する。【法務省】

公営住宅におけるDV被害者の優先入居や目的外使用の活用の促進を図るとともに、DV被害者を含め住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を推進する。【国土交通省】

DVに関する対応について、学校における事例の周知を図る。【文部科学省】

弁護士などの専門家による仲介など、配偶者暴力の被害者の居場所を秘匿しつつ、婚姻費用・養育費や子の養育権の整理等に係る交渉を進める仕組みを検討し、整備を図る。【内閣府】

親権をめぐる問題の解決に当たり子供の最善の利益を徹底するとともに、子の監護権に関する調停の運用状況も踏まえ、所要の検討を行う。【法務省】

安全・安心の確保を前提に、子供の成育を見守る機会を確保するとともに、面会交流（親子交流）及びその支援の推進、支援団体の利用費負担軽減を図る。さらに、いわゆる面前DVなど子への虐待があった場合の親権変更や面会制限などを図る。【法務省、文部科学省、厚生労働省】

男性及び外国人を含め多様な配偶者暴力に対応できる相談窓口の整備を図る。【内閣府】

イ 被害者支援のための取組

官民連携の下で配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行うパイロット事業（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）について、今年度事業の成果を検証するとともに、過年度事業の検証結果を踏まえ、民間シェルター等による被害者支援の更なる推進を図る。

さらに、配偶者暴力防止法の見直しに関する検討状況を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センターの体制の強化を図る。【内閣府、関係府省】

ウ 加害者プログラムの試行実施と「本格実施のための留意事項」（仮称）の策定

加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、被害者支援の一環として、令和4年度に「試行のための留意事項」を踏まえ追加的に試行実施を行い、その成果の検証に基づいた「本格実施のための留意事項」（仮称）を策定する。【内閣府】

エ 配偶者暴力対応と児童虐待対応の連携

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相

談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員も研修対象者とする。【内閣府、厚生労働省、関係府省】

③非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）への対応

配偶者暴力防止法の対象となる相手以外の交際相手からの暴力への対応のため、DV対策抜本強化局長級会議等の枠組みを活用し、予防や一時保護・緊急避難などについて必要な施策の整理を行う。これを踏まえ、「ストーカー被害者支援マニュアル」（平成29年12月内閣府男女共同参画局）を改訂するなど令和4年内に必要な対策を取りまとめる。【内閣府、関係府省】

④ストーカー対策の強化

上述のマニュアルの改正のほか、ストーカー総合対策を改定する。被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の推進を図る。加害者対策として、専門機関と連携し、加害者の更生に向けた取組を推進するとともに、加害者に対するカウンセリングや治療につながる効果的な取組を把握し、全国に周知し横展開を図る。【内閣府、警察庁、関係府省】

（4）困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「新法」という。）の成立を踏まえ、婦人相談所（新法の女性相談支援センター）や婦人保護施設（新法の女性自立支援施設）の機能強化など各都道府県での支援体制の計画的な整備、常勤化や市町村への配置の促進などを含む婦人相談員（新法の女性相談支援員）の人材の確保・養成・処遇改善の推進、広域的な民間団体相互の連携基盤の構築の検討を含めた民間団体との協働の促進など、新法の令和6年4月の円滑な施行に向けた環境整備を図る。【厚生労働省】